

議案第28号

二宮町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、税率等の変更を行うことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

二宮町国民健康保険税条例（昭和41年二宮町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び資産割額」を削る。

第4条第1項中「100分の6.2」を「100分の6.55」に改める。

第5条を削る。

第6条中「24,000円」を「26,356円」に改め、同条を第5条とする。

第6条の2第1号中「26,000円」を「26,681円」に改め、同条第2号中「13,000円」を「13,341円」に改め、同条第3号中「19,500円」を「20,011円」に改め、同条を第6条とする。

第7条中「100分の2.0」を「100分の2.27」に改める。

第8条中「8,000円」を「9,696円」に改める。

第8条の2第1号中「7,000円」を「7,928円」に改め、同条第2号中「3,500円」を「3,964円」に改め、同条第3号中「5,250円」を「5,946円」に改める。

第9条中「100分の2.0」を「100分の1.83」に改める。

第10条中「16,000円」を「16,833円」に改める。

第13条第1項中「7月」を「6月」に、「9期」を「10期」に改める。

第22条第1号ア中「16,800円」を「18,449円」に改め、同号イ（ア）中「18,200円」を「18,677円」に改め、同号イ（イ）中「9,100円」を「9,339円」に改め、同号イ（ウ）中「13,650円」を「14,008円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「6,787円」に改め、同号エ（ア）中「4,900円」を「5,550円」に改め、同号エ（イ）中「2,450円」を「2,775円」に改め、同号エ（ウ）中「3,675円」を「4,163円」に改め、同号オ中「11,200円」を「11,783円」に改め、同条第2号ア中「12,000円」を「13,178円」に改め、同号イ（ア）中「13,000円」を「13,341円」に改め、同号イ（イ）中「6,500円」を「6,671円」に改め、同号イ（ウ）中「9,750円」を「10,006円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「4,848円」に改め、同号エ（ア）中「3,500円」を「3,964円」に改め、同号エ（イ）中「1,750円」を「1,982円」に改め、同号エ（ウ）中「2,625円」を「2,973円」に改め、同号オ中「8,000円」を「8,417円」に改め、同条第3号ア中「4,800円」を「5,271円」に改め、同号イ（ア）中「5,200円」を「5,336円」に改め、同号イ（イ）中「2,600円」を「2,668円」に改め、同号イ（ウ）中「3,900円」を「4,002円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「1,939円」に改め、同号エ（ア）中「1,400円」を「1,586円」に改め、同号エ（イ）中「700円」を「793円」に改め、同号エ（ウ）中「1,050円」を「1,190円」に改め、同号オ

中「3,200円」を「3,367円」に改める。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の二宮町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(議案第28号) 二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が、580,000円を超える場合においては、基礎課税額は、580,000円とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.55</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,356円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が、580,000円を超える場合においては、基礎課税額は、580,000円とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の8</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条の2 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限</p>

改正後	改正前
<p>る。)をいう。次号、第8条の2及び第22条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第8条の2及び第22条において同じ。)以外の世帯 <u>26,681円</u></p>	<p>る。)をいう。次号、第8条の2及び第22条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第8条の2及び第22条において同じ。)以外の世帯 <u>26,000円</u></p>
<p>(2) 特定世帯 <u>13,341円</u> (3) 特定継続世帯 <u>20,011円</u></p>	<p>(2) 特定世帯 <u>13,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>19,500円</u></p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第3条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.27</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第3条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.0</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,696円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,000円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第8条の2 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,928円</u> (2) 特定世帯 <u>3,964円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,946円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第8条の2 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,000円</u> (2) 特定世帯 <u>3,500円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,250円</u></p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第9条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.83</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第9条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.0</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第10条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>16,833円</u>とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第10条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>16,000円</u>とする。</p>
<p>(納期) 第13条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、<u>6月</u>から翌年3月までの</p>	<p>(納期) 第13条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、<u>7月</u>から翌年3月までの</p>

改正後	改正前
<p>各月の1日から末日（12月にあつては1日から28日）までの<u>10期</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第22条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が580,000円を超える場合には、580,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。</p> <p>（1） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>18,449円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>18,677円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>9,339円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>14,008円</u></p> <p>ウ 後期高齢者支援金等に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,787円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,550円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,775円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>4,163円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>11,783円</u></p> <p>（2） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>各月の1日から末日（12月にあつては1日から28日）までの<u>9期</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第22条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が580,000円を超える場合には、580,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。</p> <p>（1） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>16,800円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>18,200円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>9,100円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>13,650円</u></p> <p>ウ 後期高齢者支援金等に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,600円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,900円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,450円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>3,675円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>11,200円</u></p> <p>（2） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>

改正後	改正前
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>13,178円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>12,000円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,341円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,671円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,006円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,500円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,750円</u></p>
<p>ウ 後期高齢者支援金等に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,848円</u></p>	<p>ウ 後期高齢者支援金等に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,000円</u></p>
<p>エ 後期高齢者支援金等に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,964円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,982円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,973円</u></p>	<p>エ 後期高齢者支援金等に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,500円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,750円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,625円</u></p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,417円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,000円</u></p>
<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,271円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,800円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,336円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,668円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,002円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,200円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,600円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,900円</u></p>
<p>ウ 後期高齢者支援金等に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,939円</u></p>	<p>ウ 後期高齢者支援金等に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,600円</u></p>
<p>エ 後期高齢者支援金等に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,586円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>793円</u></p>	<p>エ 後期高齢者支援金等に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,400円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>700円</u></p>

改正後	改正前
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,190円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,367円</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</u></p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,050円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,200円</u></p>